

坂出市入船町における土壤汚染について

株式会社日清製粉グループ本社から、土壤汚染対策法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査を実施したところ、ほう素及びその化合物による土壤汚染が判明したとの報告がありました。

このため、9月25日から周辺井戸の調査を行い、井戸水を飲用している者に対して注意喚起（飲用の衛生指導）を行います。

1 株式会社日清製粉グループ本社からの報告内容

(1) 事業場の所在地

香川県坂出市入船町一丁目 2-10

(2) 土壤汚染状況調査結果の概要

ほう素及びその化合物が土壤溶出量基準（※1）を超過した。

特定有害物質の種類	調査結果	基準値
ほう素及びその化合物	4.2～17 mg/L	1 mg/L 以下

※1 土壤に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲用することによるリスクの観点から定められた基準。

(3) 汚染の原因

株式会社日清製粉グループ本社に確認したところ、具体的な汚染原因は不明です。

2 今後の県の対応

- 9月25日から、飲用井戸の衛生対策を所管する坂出市と連携して周辺井戸の調査を行い、井戸水を飲用されている方に対して注意喚起（飲用の衛生指導）を行います。
- 周辺井戸調査の結果等を踏まえ、汚染が判明した区域を、土壤汚染対策法に基づく要措置区域（※2）又は形質変更時等要届出区域（※3）に指定します。

※2 汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域であり、土地の形質の変更が原則として禁止される。

※3 土壤汚染が発生しているが周辺に飲用井戸がないなど汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域であり、土地の形質変更時に計画の届出が必要となる。

3 その他

- 周辺井戸調査の結果については、後日お知らせします。